

## 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金助成金交付要領

### (目的)

第1条 この事業は、市町村等が行う鳥取県の河川及び湖沼における水産資源の保護・増殖、県民に対する豊かな自然環境の中での水や魚に親しむ機会の提供等に対し、その全部又は一部を助成することにより魚の豊かな川づくりを推進し、もって本県の内水面漁業の振興と地域の活性化に資することを目的とする。

### (事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、千代川、天神川、日野川、湖山池、東郷湖の各漁業協同組合及び市町村、非営利団体（任意団体）等とする。

### (助成)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業に対し助成を行う。

- 1 県内の河川及び湖沼における水産資源の増殖の促進に関する事業
- 2 県内の河川及び湖沼における水や魚に親しむ機会の提供の促進に関する事業
- 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### (助成対象事業及び助成額)

第4条 助成対象事業は、次の表のとおりとする。

事業名	事業主体	対象魚種
増殖促進事業 〈種苗放流・資源確保事業〉 (河川)	河川漁協	アユ、コイ、ニジマス、イワナ、ヤマメ、アマゴ 等
増殖促進事業 〈種苗放流・資源確保事業〉 (湖沼)	湖沼漁協	コイ、フナ、ウナギ、ワカサギ、シラウオ、エビ 等
ふれあい事業	県内の市町村 内水面漁協 非営利団体等	河川及び湖沼に生息する魚種

2 前項に定める事業のほか、水産資源の保護培養のための普及啓発に関する事業であって、特に必要と認められるものについて、助成することができる。

3 助成額は、理事会において、毎年度、予算の範囲内で定めるものとする。

### (助成金の交付申請)

第5条 事業主体は、助成を受けようとするときは、助成金の交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添付し、代表理事が別に定める日までに提出するものとする。

### (助成金の交付決定)

第6条 代表理事は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し必要に応じて実地を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに助成金の交付を決定するものとする。

### (助成金の概算払)

第7条 代表理事は、概算払により助成金を交付しようとする場合においては、その旨を事業主体に通知するものとする。

2 事業主体は、助成金の交付の請求をしようとする時は、助成金交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

(事業計画の変更、中止)

第8条 事業主体は、交付決定に係る助成事業等の内容の変更をしようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第4号)を提出して、あらかじめ承認を受けなければならない。(ただし、助成額の減額が30%以内の変更を除く。)

2 事業主体は事業を中止しようとする場合には、事業中止届(様式第4の1号)を提出するものとする。

(実績報告)

第9条 事業主体は、事業終了後30日以内又は、当該助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い時期までに事業実績報告書(様式第5号)に事業実績書(様式第6号)を添付し提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第10条 代表理事は、実績報告書の提出があったときは、当該報告書の書類を審査し必要に応じて実地に調査し、助成金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、決定に係る助成金の額を確定するものとする。

(助成金の返還)

第11条 代表理事は、事業に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成6年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成10年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成17年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度事業から適用する。